

ワンセグ放送と NHK 放送受信料支払義務

—さいたま地裁平成 28 年 8 月 26 日判決の検討—

磯本典章 Fumiaki ISOMOTO

キーワード 日本放送協会 放送受信契約 ワンセグ放送 放送法 64 条 1 項・2 条 14 号

1、本報告は、さいたま地判平成 28 年 8 月 26 日を素材として、ワンセグ機能付き携帯電話を所有している者の放送受信契約締結義務（受信料支払義務）について検討する。

2、原告は、住所地に通常のテレビジョン受信機は設置していないが、しかしワンセグ機能付き携帯電話を所有している者である。被告は日本放送協会である。

原告の主張は次の点にある。①放送法 64 条 1 項の「設置」は、一定の場所に設け置くことを意味しており、原告は「受信設備を設置した者」には該当しない。②原告がワンセグ機能付き携帯電話を所有する目的は、「放送の受信を目的としない受信設備」に該当する。

被告の主張は次の通りである。①「設置」とは、受信設備を使用できる状態に置くことを意味する。②「放送の受信を目的としない受信設備」とは、放送の受信を目的としないことが客観的、外形的に明らかな場合をいう。

3、さいたま地判は次のように判断した。①受信料は特殊な負担金と解する。②日本放送協会は、国家機関に準じた性格を有するといえるから、放送受信契約締結義務及び受信料の負担については、国権に基づく課徴金等ないしこれに準ずるものと解するのが相当であり、その要件が明確に定められていることを要する。③放送法 2 条 14 号は、「移動受信用地上基幹放送」とは「自動車その他の陸上を移動するものに設置して使用し、又は携帯して使用するための受信設備により受信されることを目的とする基幹放送であって、衛星基幹放送以外のものをいう。」と規定する。放送法 64 条 1 項は、要件が明確に定められている必要があるので、「設置」は「携帯」の意味を含まない。④「有料放送」（147 条 1 項前段）との関係からも、放送法 64 条 1 項の「設置」は「携帯」を含むものとはいえない。

4、報告者は、さいたま地判平成 28 年 8 月 26 日には賛成できない。理由は以下の通りである。判示①には賛成である。判示②については、そのようにいえるかは、議論があるものと思われる。判示③について、裁判所は文理解釈をしているが、目的論的解釈がなされるべきである。判示④については、移動受信用地上基幹放送における「設置」と「携帯」の使い分けは、移動体受信機による受信の特徴に起因するものと考えられる。

日本放送協会の放送受信料は、対価ではなく特殊な負担金である。従って、住所地に通常のテレビジョン受信機を設置していないがワンセグ機能付き携帯電話を所有している者は、日本放送協会と放送受信契約の締結義務があり、受信料支払い義務があると考えるのが妥当であると思われる。